

1 助成対象となる事業・活動

何らかの困難があっても地域で豊かに暮らせるように地域共生社会の実現を目指すための事業・活動で、その成果が公益のために貢献するもの、かつ公的支援の枠外の事業や活動であること。具体的には、以下の「支援対象者」に対して「対象事業・活動」を行うものを助成対象とします。（※1団体につき1件の申請に限ります。）

支援対象者 何らかの困難を抱える方たち	対象事業活動 公的支援の枠外で行っている以下のような事業・活動
障害者・障害児とその家族 療養者・療養児とその家族 生活困窮者 外国人居住者 刑余者 社会的養護下の子ども 引きこもり 不登校 DV、虐待被害者 孤立世帯 その他、何らかの困難を抱える方	緊急保護・一時保護に関する事業・活動 ● 民間シェルター運営 ● 見守り事業・活動 ● 生活支援 ● その他 自立支援に関する事業・活動 ● アウトリーチ事業・活動 ● 相談、カウンセリング ● 社会参加・就労支援 ● 学習支援 ● 成年後見制度の普及・促進 ● 住まいの確保 ● その他 地域共生に関する事業・活動 ● ネットワークづくり ● コミュニティの創造、維持 ● その他 豊かな暮らしを支援するための事業・活動 ● スポーツ、芸術文化の振興 ● その他

※以下の事業・活動は助成対象となりません。

- ・（医療保険・介護保険・障害者福祉サービスなど）公的支援の枠組みにある事業・活動
- ・営利を目的とする事業・活動
- ・自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや活動
- ・企画や運営の主要な部分を外部に委託した事業・活動

2 対象となる事業・活動主体について

対象となる事業・活動の主体は個人でも団体でも結構です。団体の場合は法人格の有無・種類は問いません。新規立ち上げ事業・活動についても対象となります。また、他団体との連携などにより広がりを期待できる事業・活動や団体の財源確保につながるような事業・活動は特に歓迎します。

3 助成対象となる事業実施期間

2021年4月1日～2022年3月31日

4 助成対象となる経費

対象となるもの	事業・活動を行うために必要な以下の費用
備品消耗品費	機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など
臨時雇用費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費（個人に対する支払い）
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金（個人に対する支払い）
委託費	調査研究等を他に委託する費用（法人に対する支払い）
旅費交通費	出張旅費や交通費など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	事業実施の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB等で広告するための費用
施設改修費	施設の改修等の費用
事業管理費	事務局人件費・家賃・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

※以下は助成対象となりません。

- ・借入金の返済費用
- ・会食、慰労会等の費用
- ・その他、申請の事業・活動と直接関係のない費用

5 選考方法及び発表方法

選考は選考委員会によって行い、2021年3月以降に採否を決定します。選考にあたっては、必要に応じ追加資料の提出、ヒアリングや選考委員会への出席、プレゼンテーションをお願いする場合があります。助成決定先の発表は、当財団のホームページに掲載を予定しております。助成先名、助成案件及び助成金額を公表しますので、この点をご了解の上、お申し込み下さい。